秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和８年１０月２９日

秋田県由利地域振興局長　備前　亨

１　入札の方法

本工事は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたい者（秋田県公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第９又は第１０の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあっては、紙入札方式によることができる。

２　入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）秋田県建設業者等級格付名簿（当該「工事別発注概要書」（以下「発注概要書」という。）に示す格付工種及び等級）に登載されていること。

（３）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による建設業の許可（発注概要書に示す許可業種及び許可区分）を受けていること。

（４）発注概要書に示す許可業種について、請負契約を締結する日の１年７月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第２７条の２３の規定による経営事項審査を受けていること。

（５）競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。

（６）営業所の所在地について、次のいずれかに該当すること。

①　建設業法第３条に規定する営業所のうち、発注概要書に示す営業所を有すること。

②　「建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領」（以下「特例要領」という。）第５第４項（平成２３年５月１日改正前の特例要領第６第４項又は第５項を含む。）の規定（以下「合併特例」という。）に基づく営業所のうち、発注概要書に示す営業所を有すること。

（７）本工事に配置する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は次によ

り配置されなければならないこと。

①　発注概要書により専任の監理技術者等を要する場合

発注概要書に示す配置予定技術者の資格を有する者（当該入札参加者と直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格確認申請期限の日以前に３月以上の恒常的な雇用関係（「監理技術者等の工事現場における専任配置等について」（平成１６年３月３１日付け建管－３０９７）４の2)のただし書き以下の要件に該当する場合を含む。以下同じ。）にある者に限る。）を専任で配置できること。

②　発注概要書により専任を要しない主任技術者を要する場合

当該入札参加者と直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格確認申請期限の日以前に３月以上の恒常的な雇用関係にある者を本工事の主任技術者として配置できること。（ただし、本工事の契約工期中に、他工事に専任若しくは常駐で配置される者を除く。）

（８）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（９）本工事の計画業務又は設計業務（これらの業務と一体的に行われる調査業務を含む。）を行った者でないこと。

(10) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

(11) 電子入札運用基準第３に基づく利用者登録を行っていること。

(12) その他の入札参加資格要件は、発注概要書に記載のとおりであること。

３　入札参加資格確認申請等

（１）入札参加申請に必要な資料等の配布

「秋田県電子入札システム」の入札情報サービスによる。

（２）入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に「秋田県電子入札システム」により提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限内に一部提出すること。

（３）入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認は行わないものとする。

（４）入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

（５）設計図書等の閲覧

① 本工事に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。

② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。

③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

（６）設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

４　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

免除する。

（２）契約保証金

請負代金額の１０分の１以上（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては１０分の３以上）の金額とする。（ただし、予定価格５００万円未満の工事にあっては、原則として契約保証金を免除する。）なお、納付方法等については、秋田県財務規則（昭和３９年秋田県規則第４号。以下「規則」という。）の規定による。

５　入札書等の提出等

（１）提出方法

発注概要書に示す期限内に「秋田県電子入札システム」により提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、入札書を持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

（２）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱いについては「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成２７年３月２日建政－１９００）によるものとする。

（４）その他

①　入札執行回数は、１回とする。（ただし、予定価格を入札公告時に公表しない場合にあっては２回までとする。）

②　開札の結果、入札参加者が１者であった場合であっても、入札を執行するものとする。（ただし、発注概要書に「入札参加者が１者であった場合は、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱第１０条第３項の規定にかかわらず入札の執行を取り止める。」旨の記載がある場合は、この限りではない。）

６　落札者の決定方法

（１）予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が２者以上であるときは、電子入札運用基準第１６に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

（２）（１）の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

①　落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

②　落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき

（３）（２）によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が２者以上である場合は（１）後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（２）の確認等を行うものとする。

（４）落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

（５）契約担当者は、（２）において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

（６）（５）の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して２日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第２９号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「休日」と

いう。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、（５）の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して１０日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。

（７）落札者となった者は、秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

（８）落札者となった者は、建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定から契約締結までに、契約担当者に対し、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

７　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

（１）入札参加資格がないことが確認された者のした入札

（２）開札日から落札決定の日までの間において、２に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

（３）同一の入札について２以上の入札をした者の入札

（４）同一の入札について２人以上の入札者の代理人となった者の入札

（５）談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

（６）入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

（７）委任状を持参しない代理人のした入札

（８）記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者のした入札）

（９）紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札

（10）見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札

①　提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの

②　建設工事の件名の記載がないもの

③　工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの

④　入札金額の内訳の記載がないもの

（11）上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

８　配置予定技術者（監理技術者等の専任配置を要する場合）

（１）落札者は、入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任

で配置しなければならない。

（２）入札参加者は、他の工事の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本工事に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。

（３）本工事に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

９　その他

（１）入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。

（２）入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。

（３）工期は、事情により変更することがある。

（４）入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。

（５）発注概要書により低入札価格調査制度を適用する場合にあっては、制度の運用については、秋田県低入札価格調査取扱要綱及び秋田県低入札価格調査取扱実施要領によるほか、次によるものとする。

①　入札参加者は、低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。

②　低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、契約書案にかかわらず、契約の保証の額及び違約金の額を請負代金額の１０分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の１０分の２以内とする。

③　落札者は、低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、本工事において求められる監理技術者等の要件と同一の要件（工事経歴に関する要件を除く。）及び配置要件を満たす者１名を、監理技術者等とは別に配置しなければならない。

なお、増員配置される技術者は、施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等の職務と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を配置することとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者等の通知と同様に契約担当者あて通知しなければならない。

④　低入札価格調査を経て契約を締結した場合において、下請負に付したときは、低価格受注によって下請負人へのしわ寄せが生じることのないよう配慮しなければならない。また、別に定める工事コスト調査の対象とされたときは、調査の円滑な実施に協力しなければならない。

⑤　低入札受注（低入札価格調査を経て契約を締結することをいう。）が繰り返された場合は、「指名の基準に関する運用基準について」に基づき、指名差し控えの措置を講じるも

のとする。

（６）発注概要書により最低制限価格制度を適用する場合にあっては、制度の運用については、最低制限価格制度の取扱いについて（秋田県建設交通部長通知、平成１９年９月２７日付け建管－１３９７）によるものとする。

（７）発注概要書により余裕期間を設定する工事にあっては、その取扱いについては、余裕期間設定工事実施要綱（秋田県建設部長通知、平成２９年２月１７日付け建政－１４８８）によるものとする。

（８）落札決定通知日は、事情により変更することがある。

（９）落札決定から契約締結までの間において、落札者が２に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

(10) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

工事別発注概要書

A. 入札参加資格等

工事番号	08-MI05-10				
工事名	令和8年度 砂防メンテナンス工事（急傾斜）				
工事場所	清水場地区 にかほ市　象潟町小砂川　地内				
予定工期	令和9年3月23日まで				
工事概要	施工延長　L=38.5m 鉄筋挿入 L=3.5m/本(削孔長3.36m)　161m(59)本 鉄筋挿入 L=3.5m/本(削孔長3.29m)　267m(70)本 FRP製格子状受圧板 967×967×t40mm　129組				
予定価格	37,015,000　円（消費税及び地方消費税を含む。）				
低入札価格調査制度適用の有無	有				
総合評価落札方式適用の有無	無				
入札参加形態	単体				
入札参加資格要件	令和8年度秋田県建設業者等級格付名簿	格付工種	法面　工事		
		等級	A　級		
	建設業法第3条規定	許可業種	とび・土工　工事業		
		許可区分	特定又は一般建設業許可		
		営業所の所在地	主たる営業所が秋田県内又は営業所が秋田県内（準県内業者に限る。）		
	合併特例に基づく営業所の所在地		ー		
	同種工事の施工実績（※）	有効期間	公告の日から過去10年以内		
		工事の内容	鉄筋挿入工(ロックボルト)を元請として完成させた実績（規模や工法は問わない）		
		共同企業体出資比率	20%以上		
	総合評定値（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3の規定により算出された直近値）（※）		ー		
	配置予定技術者の資格	施工管理技士等	1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）		いずれかの資格を有する者
		技術士	技術部門	ー	
			総合技術監理部門	ー	
		同種工事の工事経歴（※）	経歴の内容	ー	
		当該工事での役割	専任を要しない主任技術者		

・入札参加資格要件における「準県内業者」の要件
　建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有する者で、秋田県内の従たる営業所の社員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。）の合計が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であるもの

・公告文中「2. 入札参加資格（9）」に規定している計画業務又は設計業務については、「令和5年度 05－MI05－Y1 急傾斜地対策施設詳細設計業務委託」である。

・その他特記仕様書及び現場説明書に記載した事項を確認すること。

※の項目は、入札参加資格として必要がある場合のみ記載

工事別発注概要書

B. 入札関係書類提出方法等　　（工事番号:　08-MI05-10　）

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間（サーバー停止時間は除く）		令和8年10月29日（木）午後1時から
			令和8年11月10日（火）午後4時まで
	提出書類等		ア　競争入札参加資格確認申請書　（様式1号） イ　同種工事の施工実績及びその添付書類　（様式2号） ウ　配置予定技術者の資格・工事経歴等及びその添付書類　（様式3号） エ　建設業許可通知書の写し オ　秋田県内にある営業所等の社員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。）の名簿（提出日現在の住所、氏名、生年月日、県内営業所の合計社員数及び県内居住者の合計社員数が記載されたもの） カ　秋田県内にある営業所等の社員が記載されている健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（高齢者等により提出できない場合にあっては、職員の常勤性を確認できる書類） キ　秋田県内にある営業所等の社員のうち、県内に居住する者の直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し（氏名、住所、発行年月日及び発行市町村名がわかる部分で可）又は提出日の3ヶ月以内に発行された住民票（個人番号が記載されていないものに限る。）の写し ク　建設業許可申請書（受付印のあるもの）の写し及び同申請書別紙2営業所一覧表の写し （注：エ～クは準県内業者のみ提出すること。）
	提出方法・提出先	秋田県電子入札システム	アの提出不要（提出書類等がアのみの場合は提出を要する。）
		紙入札方式を承認された者は	秋田県由利地域振興局総務企画部総務経理課 総務経理チームへ上記の提出書類等を全て1部持参
設計図書等の閲覧期間			令和8年10月29日（木）から
			令和8年11月17日（火）まで
設計図書等に対する質問期限			令和8年11月6日（金）まで
設計図書等に対する回答期限			令和8年11月9日（月）まで
入札書の提出期間（サーバー停止時間は除く）			令和8年11月11日（水）午前9時から
			令和8年11月17日（火）午後4時まで
紙入札者の入札書の提出先			秋田県由利地域振興局総務企画部総務経理課
開札予定時刻			令和8年11月18日（水）午前9時
落札決定通知日（予定）			令和8年11月25日（水）
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県由利地域振興局総務企画部総務経理課
		所在	秋田県由利本荘市水林366
		電話	0184－23－4153
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県由利地域振興局建設部企画・用地課
		所在	秋田県由利本荘市水林366
		電話	0184－22－5436
その他の事項			